

アイヌの流通生活と貨幣形態

越 崎 宗 一

一、序 言

往古我北海道（蝦夷島）は津輕と共に出羽に屬し、鎌倉時代には陸奥に屬して居たが其威令は行はれてゐなかつた様である。（北海道廳編纂北海道史四〇頁）又安東氏時代（西曆一四五六より約百年間）には本道南部に移住した日本人（和人）が勢力を増大したが然し實質上日本の支配下には無かつた。徳川封建的中央集權が蝦夷島に及んだ十六世紀末葉以後に於て始めて北海道は實質上日本領土となつたと稱し得よう。

日本の武力による支配權が蝦夷島に完全に行はれた以前には、北海道は實にアイヌの北海道であつたのである。筆者は今こゝにアイヌの北海道時代に於て、アイヌは如何なる段階の流通生活を營んでゐたかを考察し、併せて貨幣の問題に言及せんと欲する。これは單にアイヌに關する考古學的論述をなすのが目的ではなくして、他日筆者が發表せんとする本道の經濟的史的發展の背景 background として述べて置きたいと思ふのである。又樺太は我日本の武力支配が完全に行届かなかつた爲に、遂に明治八年千島と交換に露西亞に引渡さねばならなかつた

し、且つ樺太アイヌは本道アイヌと多少風俗習慣を異にしつゝも、要するに本道を通つて渡つて行つたアイヌが永年の環境による多少の相違に外ならないのであるから、これにも筆を及ぼしたい。然しアイヌが残した記録といふ様なものに乏しく、従つて本道樺太等に入つたパイオニア日本人の手に成る所謂アイヌ生活の記録を吟味しつゝ辿る以外に方法は無い。只吾人は考古學・人類學等によつて記録以前の状態を明かにして貰ふ事を期待し得るに過ぎない。

吾々は先づこゝに流通の意義をはつきりさせて置き度い。流通を交換より更に廣義なものとして、一經濟單位（一個人、一家族、一部落又は一種族）より他の經濟單位へ財が移り行くことを意味する。（流通の詳しい定義に就ては福田博士流通經濟講話參照の事）以下アイヌの場合に就てこれを考察しよう。

一、アイヌと他種族との流通

アイヌは可なり古くから他種族と流通状態に在つた。齊明天皇の四年（西曆六五八）肅慎を討つたといふことが史上に見えてゐるが（北海道史二〇——二二頁）此記事より察すれば既に一三〇〇年餘以前にアイヌはツングース族併びに大和民族と流通關係に在つたものと見得る。以後奈良朝、平安朝兩時代には度々渡島蝦夷が獸皮外産物を朝貢した記事を散見し得る。即ち之等は贈與の形式であり、日本からもアイヌに返禮してゐる。例へば持統天皇の十年（六九三）三月朔越度島の蝦夷伊奈利武志と肅慎志良守叡草とに錦袍袴緋紺繩斧等を賜つた。養老二年（七一八）には渡島蝦夷出羽蝦夷と共に都に上り馬を貢し、延暦二十一年（八二〇）には渡島蝦夷貢獻の獸皮を私に買取る事禁制の布令が出た。（北海道史年譜一——二頁）安東氏時代以後和人が蝦夷地へ移住し始めてからは日本

人との交易は益々盛んとなり、アイヌは漁獵を主とし其獲る處は自用に供し其餘る處を以て和人と交易したるものゝ様である。北海道アイヌは更に進んで奥羽地方に至つて和人と交易した。(北海道史七八頁)

アイヌは他方北に海を隔てた山丹人と交易してゐた。阪倉源次郎が元文四年著した北海隨筆には

「ソウヤの交易物の内錦青玉等はカラフト島より持來ると也、カラフト島惣名はタライカイと云……此タライカイより北方に當りてサンタンマンチウといふ處は是北高麗也といへり、錦青玉等も此兩國より渡し來るをタライカイの者ども兩國へあきなひに行て常に交易すると也」

と見え、又近藤重藏は「邊要分界圖考」に云

「蝦夷人山丹人曰、唐太地より山丹地に到り山丹地より滿洲ギチに到りイチヨボツトを経てヌンクタイへ出ギリウラを過てホチヨに到る。蝦夷山丹人毎歳ギチにおひて滿洲と交易をなす、時々ヌンクタイポチヨに至るもの有と」(蝦夷風俗彙纂後編三所收)

樺太アイヌは山丹以外にオロツコ、スメレンクルと交易してゐた。而して交易品は獸皮米酒木綿煙草斧針鍋の類を渡し錦玉煙管其他鷲羽及びトナリ(獸皮を以て製し繩にかへ用ゆるもの)等を受取つた。交易の爲め旅行する時は酋長は一隊の先導を爲したといふことである。(青山氏極北の別天地二八頁)

北海道アイヌが擇捉島へ行つて交易する時には沈黙交易 silent trade の形式で行はれたといふことが蝦夷見聞志に見えてゐるが、擇捉人は更に

「扱又蝦夷人と交易したる品を又かの英斯歌未亞^{ムスコウヒア}の人と交易をするもあり、此ゆゑに互に他によるこぼしむる事を本意として唯めづらしきものを本國へ多くもち行事を手がらしたるものなるべし、この英斯歌未亞の人擇捉におひて蝦夷の人に逢ひし事ありといふ説有」(彙纂後編三所收)

と述べてゐる。而して此沈黙取引は「英斯歌未亜の風なりとかや、不審なり」としてゐる。福田博士は沈黙交易は交換の最も原始的形態なりとするポスト、ルトルノー、シュラーダーの諸説を排してこれは稍進んだ民族の間に於いて行はれ、一種の宗教的迷信か若くは社會的因襲の爲めに交換當事者の相接見するを禁ずる交換行爲であると見られた。(流通經濟講話三一〇——三一頁)高垣博士も沈黙交換の行はるゝ理由を「兩者が對等の僚友として平和的に相會することを得ず又對等の敵として武裝の市場に相會することを得ざるが故……又當事者の一方が他方の動靜を知らず従つて相手方の來るを待つよりはその貨物を遺留するを便とするより起るべく或は又當事者が未知人に對して懐く羞恥心より來ることがあらう」(貨幣の生成一五——一六頁)と見て居られる。右何れに該當するや研究家の高見を俟つ。

三、アイヌ種族内の流通

アイヌは松前統治以前に就て知らるゝ處少しと雖も徳川時代の記録を通じて考ふる時は、經濟史上漁獵民族に屬し、魚獸を主たる食料とし之に補助的に一部農作物を食してゐた。且つビユヒヤの封鎖的家内經濟を營み男女間に職能分割行はれて、男子は漁獵を營み且つ之に用ふる武器器具を製し舟を建造する。女子は主として植物性材料に關係せる仕事即ち耕作、紡績、織布等を分擔し消費方面にては食物の調理に當る。之は洋の東西を問はず經濟發展の初期に於て、材料變形の専門職業なく各家族内に於て起り來る一切の欲望を満足せしむる最善の方法であつた。

かゝる段階に於てアイヌには如何なる形態に於て流通現象存したかを次に述べてみよう。

イ、賽 禮

アイヌは相互間に惜しみなく與へ合ふ種族である。これは原始民族内にあつて交換以上に遙に重大な流通の役割をなした様である。中央濠太刺利亞土人など著しい此特性を有してゐる。

蝦夷國志（文化）には

「夷人の食事多くは一日に兩度なり、若客等ありて夜に至る時などは三四度其餘にも及べる事あり

亦食事の時外より人來る事あれば其人數の多少をいはず家の者とひとしく食をすゝめ、すべて微少の食物といへども我一人にて喰ふといふ事あらず其座にあるほどの人にはことごとく配分して喰ふ……大いに漁獵等ありしときは親類朋友をまねきて本邦にて俗に振舞などいふが如きの事をなすこともあり、遠方より旅人來る事あれば幾日といふ事なく留置て食事の中尤夷人の美と愛するものを盡して饗應する事などもあるなり、是等すべて飲食の事につきて夷人の性淳朴にして親愛深く交際和睦せる事をおもひはかるべし」（彙纂前編八所收）

と見え、又蝦夷雜書には

「些少の酒と雖ども他人の傍にて一人飲む事なし、聊にても配分し共に飲むなり」（同上所收）

とあるが如く、他人に喜んで與ふる風俗があつた。之は必らずしも遣り放しではなくお互に與へ合ふ——即ち必らずしも等價々値の交換ではないが接待の形式で流通してゐた譯である。更に進んでは

「東遊記に蝦夷人隣家をまねきて酒を振舞ふことあり、夫の代りに婦人行事あれば宿より壺やうの物を持行垣に掛置て己は少ばかり飲み餘りは其壺に入れ置て家づとにす」（千島志料、彙纂後編八所收）

とあるが如く家へ土産に持歸る例もある。酋長又は富者は一方的に給付すと見られることがある。蝦夷雜書に曰

「一ヶ年一兩度乙名或は富徳の者粟酒を造り近郡に至る迄老幼男女招き集め飲酒せしめ其時乙名なるもの様の削りたるものを

以て造りし輪の如きものを冠り躍る。他人立騒ぎなどし終て一統輪廻りの躍を始め、男女互に飲酒すること晝夜歡を盡事あり、之をカモイノミと云ふ」(同上所收)

以上の如く賓禮は先づ交換に先んじて起つた著しい流通現象であるが、賓禮に對する返禮は即ち贈與より交換へ遷移の過渡を示す。ピユヒヤーの擧げてゐる例によると、中央濠太刺利亞のデーリー族では贈物を受くれば彼等は相手が欲する物を返禮しなければならぬといふ。普通かゝる方法によつて己が所要の品物を遠隔の地より得ることが出来るといふ。(權田譯經濟的文明史論八二頁)

原始民族に於ては老人に物を與へるといふ美風が存してゐることは探險家アイヤも報告してゐるし、スペインサ、ギレンは中央濠太刺利亞の低度民族に於て老人に食物を供給することが各人の義務であり、且つ喜んで之を盡すといふことを報告してゐる。穂積陳重先生の所謂敬老俗が發達してゐるのである。(流通經濟講話二三九―二四三頁) 蝦夷國志にも

「もし至てわづかの物にて配分すべからざるものは其座の中にて老人あるひは小兒などにあたへて一人に食せしむる事もあるなり、老衰の夷或は重病等の夷住居近きにありて養ふべき人もなく飲食心にまかせざるものには食事のたびごとにかならず持行て喰はしむ」(彙纂後編八所收)

とあつて、一般に弱き人に對し物を給與する風俗がよく行はれてゐたと思はれる。

右の外原始民族に於ては諸々の儀式に物を遣り取りする。アイヌの年中行事である熊送りには近隣は勿論親戚故舊を悉く招待し酒と熊の料理を馳走することはよく人の知る處である。此他アイヌにあつては結婚式の場合、住家を新に竣工せる場合には特に酒宴を張つて接待するのである。

アイヌは元來一夫一婦の家族制度を有してゐるが、然し妻に子のない時には妾を蓄ふことは一般に行はれてゐた。此他に財力ある者又は酋長の如き權力ある者は妻の外に妾を蓄へてゐた者が多かつた。往時國後島の脇乙名ツキノエが妻妾十八人を蓄へ處々に家を構へ獨身にて住居せしめてゐたといふ。(あいぬ風俗略志五二頁) アイヌ研究家ジョンバチエラーも「アイヌ人の妻達(アイヌは多妻主義である)は別々の家に住んでゐる」(アイヌ人と其説話五二頁)と云ひ、外國の例を見ればワイツも云つてゐる如く、一夫多妻制の行はれてゐる亞米利加印度族の間に於ては妻毎に一つの小屋を有するを常としてゐるといふ。(經濟的文明史編四二頁) 即ち各妻が夫々一個の住居を有するのは一夫多妻の俗ある原始種族の間の通則と見ていふ。吾々がアイヌは子が無ければ何故妾を蓄へてまで子殊に男の子を欲するか——を財産制度より考へて見たい。バチエラーは云ふ。

「何故アイヌ人が男の子を欲しがるかに付ては三つの重なる理由がある。第一は父が死亡した場合に家族の祭司としてこの役が勤めらるゝこと、第二は男の子は家寶家具を襲ぎ、これを保存し子孫に傳へ得ること、第三には家族の家長となり家内に年少者あるときは父に代りて父權を行使しまた父をも扶養し得るからである」(アイヌ人と其説話五二頁)

之に依つて見れば少くも家屋家具家寶等に就てはアイヌは昔から私有財産制度を守つて來たものゝ如く思はれる。乍然高倉氏も「北海道アイヌの社會生活」(法經會論叢第一號)に於て述べられた様に、アイヌは各部落が其部落共有の漁獵區を持つてゐて他部落員が之に立入ることを得なかつた等の事實が存してゐたことから考へるならば、彼等は共産的な色彩を帯びて生活してゐたことは事實である。畢竟漁獵區の部落員平等の利用權なる意義の共産制は動産等の私有を拒否せるものではなかつたのである。かの獨乙のマルク共産體 Mark-genossenschaft にも森林、草地、放牧場、河川等は共産體の所有であり、家屋宅地は部落員の個人の所有であつた。マルク團體の

如き農業共產體は原始共產制の最後の段階であつた。生産力の發展に基づく農業の集約化と分業の發達とは農業共產體崩壞の原因をなした。アイヌの場合にも共產制の習慣は漸次崩壞して行つた事實が認められる。(前掲高倉氏論文法經會論叢第一號一八六頁)

アイヌの相續制度はどうなつてゐたかといへば、長子結婚すれば先づ別居して生計を別にし次男三男も同様であるが、最後まで家に留つて父母と生活を共にし父母を扶養するのは末子である。随つて傳來の寶物其他の財産の如きも父母を扶養する末子に最も多く與へる風があつて、此點アイヌは古來末子相續である。(河野常吉北海道舊土人九頁)これは今日文明人の習慣と大變違つてゐる様であるが、現在は長子相續制になつてゐる。(佐々木長左衛門増補アイヌの話五七頁)樺太アイヌのバフンケ、アトイサランデ、シベケンニシの語る處によれば、家の主人死すれば其子供の内の一番年長男子が相續し、男子なき時は女子相續し家屋敷寶物等の財産を相續する。即ち長子相續である。(極北の別天地一一二頁)

ハ、贖 罪

アイヌは罪を贖ふ爲に財の一方的流通を行つてゐた。北海隨筆には

「蝦夷の法を犯し不禮有時は罪の償として寶物を出さしめて相手に謝す。其罪の輕重によりて寶物の數に増減あり、たとへは寶物二十と云時はエクシ一刀を出しても鍰、小柄、目貫と取分けて二十の數に入る也」

「不義せしものといへども此つくなひをもつて事濟むが故にしひて争ひ論ずといふ事もなし」

と見え、蝦夷國志には

「喧嘩争闘の事あれば負たる者の方よりあやまりの證として寶器を出すなり、是をつぐなひと稱す。…ツグノヒといへるはとりもなをさず償ふの義にて前にしるせるが如く罪を犯したる事あれば其あやまりの證として寶器を出さしめ其罪を償はすな

とあるが如き、又夙に新井白石の蝦夷志(享保五年)にも寶を用て罪を贖ふ記事あり、新山質の蝦夷風土記(寛政元年)にも出_三損珍寶_二以償_三其罪_一など見えてゐる様に、蝦夷の間では法律上の犯罪は要するに多くの場合罪金で事済んでゐたのである。前述せる北海隨筆にもある如く、姦通も財貨の移轉により解決がついた。

樺太では酋長の權力は絶対無限で其命令に服さなければならぬ習慣であつたが、酋長に對し悪口又は侮辱などする者あらば寶物が沒收された。アシンベ(罪金)と稱せられるものがそれであつた。樺太では此外に(一)殺人(及未遂)、(二)傷害、(三)窃盜、(四)姦通、(五)放火、(六)誘拐、などに對してアシンベが課せられたのであるが(極北の別天地四五—六二頁)本道アイヌの場合でも同様であつた。

二、結婚の身代金

成年に達した男子が妻を迎ふる時に里方へ其身代金を與ふる習慣は世界中殆んど總ての民族の間に行はれた。今日の結納金は其遺風と見られる。乍然之は或意味に於て早婚を防ぐ自然的制限と見られ、經濟上結婚能力に達した一證據とも見られる。蝦夷土産(安政四年)には

「蝦夷人の妻を貰ふにあたりを遣す事なり、この價といふは夷人寶と唱ふる太刀鏢目貫縁頭行器酒桶等なり、是等の品を遣して縁を結ふ事故寶なき者は妻を持事成がたし」(彙纂前編十所收)

と見えてゐるが、こゝに至れば吾々は一方的流通と稱するよりは、寧ろ双方的流通即ち賣買結婚なることを知るのである。即ち未だ當時のアイヌの間に在りては需要は家族内で充し分業による交換は甚だ少なかつたのであるが、それでも一方的流通と共に賣買——即ち賣買結婚に於ける如き意味の——換言すれば一方的給付と之に對す

る代償の觀念が發達し始めてゐたことは明である。

ホ、交 換

日本人と接觸し始めた頃のアイヌの經濟生活は漁獵を主として封鎖的家内經濟を營み、男子は共同の漁獵區域を有して生産に於ては共產的生活を營み、女子は主として消費方面を分擔し一家族を單位として自給自足生活を營んでゐた。即ち此段階に在りては分業による一家族と他家族との交換を必要とせざる状態にあつたもので、商品生産の觀念は少くも種族内にあつては無かつたと思はれる。即ち高倉氏も「アイヌに就ても部落内部個人間の分業は殆んど發達してゐなかつた」(前掲高倉氏論文一八六頁)と述べられた。北海道本島のアイヌの古老の語る處によると、アイヌは死者と共に死者が生前大切にしてゐた寶物及び使用してゐた器物の一部を葬つたといふ事であり、事實發掘された本道樺太北千島の古墳に就て之等の品を見るのである。(河野常吉アイヌの副葬品、人類學雜誌第二十九卷二號) 之はつまり昔時人と其使用品との間に宗教上人格的不離の觀念があり、貨物が人格性から解放せられざる限り自由なる交換の障害となるのであるから、一般交換が發達してゐなかつたことを裏書する。之は西歐諸國の原始民族に就ても同様であつた。殊にアイヌの場合に就て面白いと考へられるのは「間々模造品を以て實物に代用した事である。即ち手輕い寶物や日用品を模造して副葬品に充てた事である」(前掲河野氏論文) 河野氏は其原因は『蓋し經濟上から來たもの』として居られ、如何なる經濟上の意か明白でないが、これは漸次アイヌが流通生活の發達中に於て、其使用品が次第に人格性から解放せられ交換への道程に近づきつゝあつたことを示すものであろうと思ふ。蝦夷草紙(寛政二年)には

「蝦夷諸島金銀錢の通用なし、土人と土人との交易は太刀及び小道具矢筒の類を以て交易をする事なり。是等は彼地の寶物と

する物にて山奥に大切に秘藏する事なり」(同書凡例の部)

と見えてゐるが、此寶物は即ちアイヌの間に於ける交換の媒介手段であつた。

四、アイヌの貨幣形態

以上吾々はアイヌ社會に於ける流通の種々相を一瞥したが、之等を通じて貨幣形態の問題に觸れてみたい。

貨幣の問題は所有制度と切り離つて考ふることは出来ぬ。即ち若し吾人が完全なる共有財産制度を想定する時は流通手段たる貨幣の必要を認め得ない。乍然世界の歴史の示す處によれば、流通の全く無かつたといふことは發見されないであつて、彼の村落共產體に於ても生産手段たる土地は共有であつても土地の收穫物中の或ものは私有であり、殊に土地割替制度に至つては收穫物は各人の私有であつた。又各人の身に着ける裝飾品、衣服、玩弄物や什器等の動産は私有であつた。(流通經濟講話四七八頁) 今アイヌの歴史に就て見るも、アイヌには各部落に共同漁獵區域を有してゐた事實が認めらるゝも、個人の動産等に就て私有財産認められ子々孫々之が相續せられたことは前述の如く、アイヌは男の子を欲したこと併に寶物等が相續財産であつたことによつて證されてゐる。貨幣の起源に關しては學說種々多いが、カールメンガーが財の市場流通性 *Marktgängigkeit* に之を求め、ロツシアー、シユモラー、クニース、コンラード、フェルフェリツヒ等も此點に想到した。即ち一社會一團體に於て最も市場流通性ある財が貨幣となるものであり、かくて一般的に用ひらるゝ交換手段となる財をば學問的用語に於て貨幣と稱すると。(貨幣の生成五四―五七頁) 然し財の市場流通性は必らず市場に出されて後初めて獲得せられたる性質なりや、換言すれば交換が繰返されて經驗的に生出されたるものなりや。私見を以てすれば市場流通

性なる觀念は必らずしも實踐的經過を経たものに非ずして、其流通社會に於て最も誰にも欲望されたる財に以上の諸學者が命名した性質であると思ふ。若しも交換が先づ行はれ然る後市場流通性最も強き財が貨幣となりたりとするならば、交換は一方的流通（即ち贈與、罪金、相續など）に先立つことを證明せねばならぬ。誰にも欲望せらるゝが如き財であるならば、交換の經驗を経ずとも之を有することによりあらゆる流通の目的を達し得ることとは何人も想到する處である。原始社會に於て最も欲望せらるゝ財は如何なる物であつたか。それは何人にも自由により得らるゝ物ではない。勞力を加へて初めて得らるゝか又は稀少性の物で又人間の欲望を最も多く充す性質の物であつた。かゝる財は流通の手段（一方的双方的）として役立つに至れるは勿論であるが、然し未だ貨幣として一般經濟財より分離しては居なかつた。即ち貨幣として使用せらるゝと同時に財としても充分に役立つてゐた。故にこれを自然貨幣又は貨物貨幣 *Naturgeld, Warengeld* と稱する。即ち貨幣としてのみでなく又財として現はれ價值の上に於て何等の變化をも蒙らないのである。原始貨幣の特性は實に此點に存するのである。

アイヌに就て見れば他種族（大和民族、滿洲人等）と物々交換を行ひ漁獵の獲物を渡して他種族の産物を受取つた。かゝる他種族の産物の中自己權力を他に對して發揚し得るものであり、且つ一般の需要の目的物で誰人にも欲せらるゝ物が即ち寶物と稱せらるゝもので彼等の間の流通手段となつた。即ちアイヌにとつては之等寶物によつて贖罪も出來れば、喧嘩争鬪の敗者が詫びの證として與ふことも出來、嫁の結納金をも支拂ひ得るし、交換に於ける支拂ひにも充て得た。即ち彼等にとつて貨幣としての役目を果し得たのである。如何にアイヌが之を大切にしたかは彼等が山中に秘藏し（北海隨筆、蝦夷草紙、蝦夷風土記、西蝦夷日誌などに記す）且つ之を相續せしめ子々孫々に傳へん爲に男の子を特に欲した點等に思合はすも首肯し得る處である。

然し吾々はアイヌが財として尊重するものゝ内、何故寶物と稱せらるゝ財が貨幣たる性質を帯び、他の財例へば飲食物衣服獸皮等が貨幣たる性質を帯びなかつたかに就て一考しよう。これは飲食物に於ては貯藏期間が短かい——換言すれば價值貯藏の點に於て不便であり、衣服等にありては原始民族の通例とする如く製作と所有との間に密接なる人格的關係ありて、製作者は滅多に之を他人に渡すことを喜ばざるによるものと思はれる。アイヌ衣服の様子は部落によつて特殊の様相があり、他の部落のと異つてゐる點から見ても衣服の交換といふ様なものはなかつた。(アイヌ人と其説話六七頁) 然らば所謂アイヌ寶物とは如何なる物であり如何にして手に入つたか。寶物と稱せられてゐるものは主として裝飾品武器等の類にして、之等は彼等の優越、權力などを示すものであつて、且つ永らく代々の貯藏に耐えた。而かも次に見る様に他種族より得たる物にして彼等の間には産せざりしことを特徴とする。即ちアイヌの場合には彼等の種族の内に産せず、他種族より交換其他の方法により得た財の内、或特殊なものが貨幣たる性質を帯びるに至つた。此點に關してマルクスは云ふ。「然し商品交換の發達につれての等價形態は専ら特殊の商品種類にのみ固着して貨幣形態に結晶する。それが如何なる種類の商品に固着するかは偶然的に定まることであるが、これについては大體に於て二つの事情が決定を與へる。即ち貨幣形態なるものは交換に依つて他から得て來た最重要の物品——事實上自己の共同體に生じた生産物の交換價値の原生的現象形態たるところの——に固着するか、又は自己の共同體に生じた讓渡し得べき富の主なる要素となつてゐる使用對象(例へば家畜の如き)に固着するかである。」と。(高島譯資本論第一卷第一冊五九頁) 高垣博士も此點に就いて他種族より得られたる交換財が同一種族内に於て貨幣として使用されることは幾多の實例の示すところであるが、此二つの事實の間には何等の必然的關係は無いと説かれてゐる(前掲書一〇〇——一〇一頁)。但如何なる事情の下に

於て第一の形式をとり、如何なる場合に第二形式をとつたかを更に進んで闡明することは、特殊經濟史を研究する徒に課せられた一任務ではあるまいか。アイヌの所謂寶物は全體次の如きものである。

(イ) 武器

古刀劍——トンベ（光り輝くもの）又はイコロ（所有物）と呼んでゐる。何れも中身の無いもので昔日本人はアイヌが中身のある刀劍を所有することを禁じたと云はれてゐる。北海隨筆には「刀は八九寸斗りありて赤さびに成てあり夷中殺害の事なき故刀を磨く事もなく寶物として秘藏し置ゆへなり」とある如く中味なきことといひ赤さびといひ要するに實用品に非ず寶物と稱する名譽權力の表象として貯藏された。

鏢、弓、矢、鎗、矢筒、懷劍、古代の木劍、小柄、切羽柄頭、目貫、鷓目等。

鍬 先——蝦夷拾遺に曰く「寶とする物は古の器物刀劍の類にて……其實の中に最尊重する物は狀燕尾に似て兩岐に鈴を掛く各一口是を地室に藏、祈禱する時は祭る、是をクハサキといふ。」

(ロ) 裝飾品

玉、首飾

(ハ) 其他器物

滿洲器物及織物、日本漆器——シントコ即ち美しい品物の意、煙草入、縁頭、行器、酒桶等

以上アイヌの寶物なるを見るにアイヌ人の生産品は殆んどなく、多くは他種族（日本人、山丹人、滿洲人等）と交換して得た財である。此原始的交換を生ぜしめた原因はマルクスも述べてゐる様に「各共同體はその夫々の自然環境の内に相異つた生産機關と相異つた生活資料とを見出すものであるから隨つて生産方法も生活様式も生産物も共同體の異なる通りに相異つたものとなつて來る。而して斯くの如き原生的差異こそ各共同體が接觸する場合その生産物の交換を可能ならしめ、斯くしてこれを漸次に商品化せしむる原因となるものである」（高島譯資本論第一卷第十二章三三二頁）。兎に角アイヌの場合には自らの生産品よりは交換其他によつて得た他種族の生産品を

最も尊重し、やがで價値の尺度ともなした。ピユヒヤーも「貨幣は各種族が各自身にては産出することを得ずして交換より他の種族より規則的に得ることの出来る如き交換貨物なのである……夫は又自由勝手に増殖せしむることを得ざるものなるが故に、それを以て人は各自の富の蓄積に當て更らにそれが稀少なりてふことよりして凡べての者より等しく歓迎せられ、爲めにやがて種族仲間の取引の具に供せらるゝに至るのである……殊に著しき現象は歐洲産の綿布獵銃火藥小刀の如き對外貿易品が彼等自然人の間に於ける一般交換貨物となりぬる其事である」(前掲書八七—八八頁)と云つてゐるが、アイヌの場合にも全く同様である。即ちアイヌ種族に於ては他種族との交換現象先づ起り漸次同一種族内の流通をも誘導し、かゝる際價値の尺度として流通手段の役を務めたものが即ち他種族より得た交易物即ち所謂寶物であつたのである。

一般經濟史の示す處に従へば、貨物貨幣の次に起つたものは金屬貨幣であるが、此時代に於ても一々秤量によつて地金ヂガネを計つたものであり、所謂秤量金屬貨幣時代であつた。これが進んで鑄造貨幣となり一定の大きさ一定の形狀一定の純分を表明すべき極印が其表に刻まれた。之が更に進んで紙幣となり更に今日の如き信用經濟時代には信用通貨の流通が頗る多くなつた。我邦の貨幣發達を見るに古代に於ては所謂貨物貨幣であつて、其端を貢獻贈遺賠償等の一方的流通に發し、次に社會の文化進歩し財物交換の慣習より更に進みて賣買の慣習始まるに及び、従前より一方的流通に重に使用されたる特定の財物が仲介として用ひらるゝに至る、此財物を指して貨幣と云ふべく爰に貨幣の發生を見る。(内田博士日本經濟史の研究上卷三四六—) 此時代には貨幣は主として稻米布帛等であり次で奴婢牛馬曲玉劍鏡等が貨幣となつたと思はれる。地金が貨幣として行はれた明かな記録は見られず、鑄貨の起原に關しては種々説があるが、持統天皇八年(西曆六九四)鑄錢司おかれ正確に鑄貨の事實を認むるを

得る。(經濟大辭書日本貨幣史三一〇七頁)而して之を當時の經濟生活と結合して考へて見るならば、上古氏族制度時代には既に國家統治が此組織に依つて行はれてゐたが(本庄氏日本經濟史三七頁)漸く漁獵時代より一步農業時代に入り大體家族自足經濟と見るべきものであるから工業に於ても家内仕事の域を脱せず、多少規則的平和的な交換が市場に於て行はれて居り、稻米布帛の類が貨幣として流通してゐた。然るに勢力ある諸氏争ふて各自滅び國家の大權天皇に歸した大化改新(西曆六四六年)により天皇の統治完成國家統一へと導いた。大化改新により班田收授の法により耕作地を國有とし國民に給し用益せしめ、商業も官吏の監督の許に市場に於て公正に行はれ、貨幣も我邦にて鑄造された鑄貨が行はるゝに至つた。和銅元年(七〇八年)の和銅開球錢がこれである。然しこれは先進國制度の模倣に過ぎず一般取引には貨物貨幣がまだ行はれてゐた、これは一民族の國家形態への過渡時代として已むを得なかつたことと思はれる。

然るにアイヌは日本人が殖民するまでは主として漁獵時代であり、従つて生産の點に於て受けたる種々の制限は彼等を村落生活を営ましめ次の段階に達成して居なかつた。そこへ日本人が殖民して來て武力により彼等を壓服せしめ、恰も近世歐洲列強國が武力によつて殖民地を獲得し、貿易獨占の免許を受けて殖民地土人を壓迫して行つた如く、貿易の獨占によつてアイヌを思ふまゝ誅求し、アイヌが更に次なる經濟段階への發展を完全に蹂躪してしまつたものと見ることが出来る。即ちアイヌは原始的貨物貨幣を有し、多くは他種族より得たものであるが、實用的價值としてよりも寧ろ權力財力を誇示する意味に於て尊重せられ、價値の尺度となるに至つた。彼等の生産様式は村落經濟以上に達せしめず、従つて統一的な國家經濟に達するに至らず、遂に金屬貨幣へ到達し得る機會を失つたものである。